

岩本忠夫の原発をめぐる半生の軌跡

——双葉町の酒屋の主人の抵抗と「転向」——

柴 田 哲 雄

はじめに

2011年7月15日、岩本忠夫は慢性腎不全のために82歳で世を去った。その死去は広く報じられた。岩本は双葉町で酒屋を営みながら、1985年から町長を五期、20年近く務めた。元々地域における反原発運動の草分け的なリーダーの一人であり、社会党の福島県議時代には原発問題を厳しく追及していた。しかし84年に離党して、原発推進派に「転向」した。その後の岩本は原発推進派の中でも超積極派に属している。各方面からの慎重論をよそに、原発増設やプルサーマル計画などの実施に向けて動いていたのである。2011年3月の原発事故後には、福島市内に避難していた。

岩本は最期の日々を一体どのような思いで過ごしたのだろうか。その思いを忖度しようにも、分からないままである。岩本は最初の一時避難先の南相馬市の体育館のテレビで、原発事故の状況を目の当たりにした時に、「何やってんだ！」と突然激しい怒声を発した以外は、死去の日まで一切事故について語る事がなかったからである（『福島民報』2015年2月10日付け）。

さて、原発事故後、岩本は被災地を取材する各種のマスコミによって繰り返し取り上げられるようになった。だが岩本に関する記事や証言などはいずれも断片的なものである。また岩本は被災地の歴史について扱った研究書でも取り上げられているが（開沼博（2012）、中嶋久人（2014））、概略的に論じられているに過ぎない。例えば最も早くに岩本に注目していた開沼博は、岩本の「転向」について以下のように分析している。

岩本の「転向」は一見「大変節」に見える。しかし、(中略)岩本の行動に必ずしも矛盾がないことも見えてくる。すなわち、そこに貫かれるのは「そこに住む人間がこう生きたいと思っていた生き方を、物や金といった物理的条件で貫けなくなることは許せない」というある種の「愛郷」の想いだ。資本や政治の力でムラがゆがめられることは避けなければならない。そのためには、反対の立場のさらに奥にあった愛郷の立場に立ち戻る必要があった(開沼博(2012)127頁)。

開沼の指摘はたいへん興味深いものの、岩本の半生を「反対」「推進」「愛郷」の三語のみで語ることは、やはり単純化し過ぎている嫌いがある。岩本が本格的に取り上げられたり、論じられたりしてこなかったのは、著名な政治家でも知識人でもなく、酒屋を営みながら反原発運動や地方政治に携わってきたに過ぎない人物だからであろう。おそらく原発事故さえ起きなければ、岩本は地元の双葉町の住民からさえも早晚忘れ去られてしまったにちがいない。

しかし、原発事故後に生きる我々にとって、岩本の原発をめぐる半生は様々な教訓を提供してくれるにちがいない。そこで本稿では、マスコミ報道や先行研究を参照しながら、岩本の原発をめぐる半生の軌跡とはどのようなものであったかについて論じるものとする。1では生い立ちをも視野に入れて、反原発運動のリーダーとしての活動を、2では反原発運動の行き詰まりを、3では「転向」の経緯を、4では「転向」の契機を、それぞれ論じる。また「おわりにかえて」で、岩本の半生の軌跡から何を学ぶべきかについて考えることにしたい。

1. 反原発運動のリーダー

幼少期から青少年期：農村恐慌と太平洋戦争

岩本は1928年10月に双葉郡新山町大字前田(現双葉町前田)で生まれた。少なくとも岩本の父親の代からその地に住み着いていた¹⁾。父親はその地で酒屋を始め、岩本も「町の酒屋の2代目」となる(『朝日新聞(朝刊)』2016年3月11日付け)。その酒屋は原発事故の直前まで、岩本の子息・久人が引き継いでいた。

岩本の幼少期から二十代にかけての歩みに関しては、岩本自身が自伝的な回想を残していないこともあって、不明な点が多い。

岩本の幼少期、郷里は農村恐慌の最中であつた。農家の負債が増加し、飯米欠乏農家が増加して、出稼ぎ・身売り・離村が相次いでいた。農村恐慌を引き起こした要因の一つは災害であるが、新山町大字前田にも1931年から32年にかけて暴風雨による浸水被害が立て続けに起こっている。特に32年の暴風雨による浸水被害は甚大であつた²⁾。

新山町役場もこうした状況に手を拱いていたわけではない。町税滞納が続出して、財政が窮乏していたことから、政府からの借入金によって、農家の救済を試みている。しかし「時の状況から考えるとスローの施策であった」（『双葉町史 第1巻通史編』745頁）。

農村恐慌の最中に、岩本は地元の新山尋常高等小学校（1941年3月より新山町国民学校に改称）に通学したものと思われる³⁾。当時の小学校では農村恐慌を意識して、「勤労第一」などの教育が行われていたが⁴⁾、岩本もそうした教育を受けたにちがいない。

岩本は小学校を卒業した後、「双葉修練農場」に入場している。岩本の最終学歴は「双葉修練農場」となっている⁵⁾。修練農場とは、農林省が農村恐慌に対処するための農村更生運動の一環として、1934年に各府県に創設したものである。修練農場は当初20か所に設置されたが、その後急速に普及し、十年後には50有余を数えるようになった（上野忠義（2014）29-30頁）。福島県においても県が設立主体となって、1934年7月に「矢吹原修練農場」が、37年3月に「山村道場」がそれぞれ設置され、40年4月には双葉郡広野町に「双葉修練農場」が開場されることとなった（『広野町史 通史編』754頁）。

岩本が「双葉修練農場」に入場した正確な時期については不明である。諸情勢から勘案すると⁶⁾、入場は少なくとも1944年4月から「双葉実験農場」に改組される47年3月までのことであると思われる。

仮に、岩本が太平洋戦争末期に「双葉修練農場」に入場していたとすれば、農村更生だけにとどまらない戦時色の濃い教練を受けていたであろう。元来、修練農場では塾風の教育を特色としていた。すなわち少人数、指導者と生徒の人間関係の濃密さ、全寮制、人格形成の重視、実践主義、文部省の学校教育の型にはまらない自由なカリキュラム等である。こうした塾風の教育は農村の中堅人物養成に大きく貢献したとされている。しかし戦時体制が強まる中で、皇国思想との結び付きを強め、一部の修練農場では満州開拓移民の訓練などの役割をも担うようになっていた（上野忠義（2014）30頁）。

「双葉修練農場」においても、開場当初は、当時の教頭自らが「農家を一軒借家して、ランプの下で、第一回生三十名（卒業名簿では十一名）と起居をともにした」と回想しているように、塾風教育を行っていた。しかし政府が食糧・労働力不足に対処するために、農村青少年による「食糧増産隊」の編成を決定すると、「双葉修練農場」にも1944年4月に総勢300名余りから成る「食糧増産隊」が編成されることになる。その活動振りは、当時の場長によると以下のものであった。

「戦時中は専ら食糧増産と松根油製造、大釜で海水を煮つめて食塩を作った。当時の食べ物は、芋飯、麦飯、たくあん、味噌汁一杯である。そのため栄養失調で病人も出た。ま

た怪我人も出た。ただ戦争に勝たねばならぬ一念で、一致団結をして昼夜の別なく働き通した。」(『広野町史 通史編』754-755頁)

「双葉修練農場」における「食糧増産隊」の過酷な活動を支えていた「戦争に勝たねばならぬ一念」が皇国思想と結び付いていたことは言うまでもないだろう。岩本も当時入場していたとすれば、塾風の教育の下で、皇国思想に感化されて、師友とともに「食糧増産隊」の過酷な活動に邁進していたものと思われる。

太平洋戦争の末期になると、岩本の郷里にも戦火が及んでいる。福島第一原発が建設された土地には当時、陸軍の飛行場があったことから、周辺地域への空襲も激しかった。新山町大字前田にも空襲が及び、岩本の自宅は免れたものの、家屋が数軒にわたって焼失するなどの被害が出た(『双葉町史 第1巻通史編』826頁)。当時、岩本もそうした被害を見聞したものと思われる。

反原発運動の開始

酒屋を引き継いだ岩本は「元来商人だから、労組活動や本格的な農民運動をしたわけではない」が、1958年に社会党に入党するに至る(『原発の現場』338頁)。岩本が社会主義に惹かれるようになった背景には、幼少期から青少年期にかけて自ら体験した様々な出来事、すなわち郷里を襲い小学校教育の前提にもなった農村恐慌、郷里にも及んだ空襲被害(さらには戦時中に「双葉修練農場」に入場していたとすれば、「食糧増産隊」の過酷な活動、並びにそうした活動を支える皇国思想の敗戦による破綻)などがあったにちがいない。なお岩本は戦後、酒屋を営む傍ら、青年団活動にも携わり、双葉郡連合青年会長にまでなっている(『福島県社会党の三十五年』290頁)。

岩本は社会党に入党した後、双葉地方の党の要職を歴任する。1962年に双葉支部協議会の事務局長となり、翌63年には双葉郡協議長に就任した。また双葉総支部になった66年には委員長に就任した。その間、63年から双葉町議を一期務めた。その後、67年に福島県議選に出馬するも落選し、71年の県議選で初当選を果たす(同上、397頁)。

岩本が反原発の道を歩み始めたのは、双葉町議の頃からである⁷⁾。岩本が町議に当選した1963年に、東京電力は正式に大熊町と双葉町を福島第一原発の建設予定地に内定したが、その頃から両町の合併問題が取り沙汰されるようになった。合併した方が東電への寄付の申入れなどもやりやすいとの考え方があったからである。岩本は当時、双葉町長であった田中清太郎とともに反対の立場をとり、結局合併話のご破算となった。こうした合併話に岩本は「東電の『介入』を感じた」。そしてその頃から岩本は「『無公害』のエネルギー源としてもはやされ

たこの『得体のしれないもの』に不信感を増していった」。

福島第一原発は、岩本らが反対する間もなく着々と工事が進んでいった。しかし東京電力福島第二原発と東北電力浪江・小高原原発の建設計画が明らかになる1968年頃から、地域住民の間で反対運動が芽生える。その草分けは、福島第二原発に反対する富岡町毛萱地区の住民によって組織された「毛萱地区原発反対期成同盟」であり、浪江町棚塩地区の住民によって組織された「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会」であった。強力な運動を終始継続し得た後者とは対照的に、前者は「約一年間強い運動を展開したあと、結局は崩れ去った」（高槻博（1976）28-29頁）。

岩本は「毛萱地区原発反対期成同盟」に対して、「憲法を守る双葉住民の会」の立場で、学習会を手伝うなどの支援活動を行なっている。もっとも岩本の支援活動は「ややもすれば個人の動きのようにとられがちだった」。当時の社会党の原発に対するスタンスは、方針転換の途上にあっただけからはっきりせず、「反対するなら反対してもよい」といったものだったからである（『原発の現場』336-337頁）。1955年に自民党とともに原子力基本法の制定に関わった社会党が、原発反対へと正式に方針転換したのは、72年に開催された第35回党大会であった⁸⁾。

岩本の支援活動は個人的な色彩が強かったものの、福島第二原発の建設予定地の買収交渉に当たった元県職員の男性が「岩本さんがいなければ、どれほど楽だったか」と言わしめる程のものであった。しかし岩本の言を借りれば「あらゆる巧妙悪辣な手段をろうした」推進派によって、「毛萱地区原発反対期成同盟」はあっさりと瓦解するに至る（『福島民報』2015年2月12日付け）。

岩本は「富岡町毛萱における闘争を単に支援という立場でしか取組むことができなかったという弱さ」故に、反対運動が失敗してしまったと結論付けた。そうした「総括と反省のうえに立って」、県議当選後の1972年8月に「社会党、地方労、社青同を中心にして」、「相双地方原発反対同盟（後に双葉地方原発反対同盟と改名）」を結成する（岩本忠夫（1975）40頁）。さらに岩本は1971年から反原発運動の主戦場を福島県議会にも拡大することになる。

1971年の福島県議会議員選挙

岩本は福島県議選に、1967年、71年、75年、79年、83年と五度立候補しているが、当選したのは71年のみである。岩本が71年の県議選に当選したのは、彼の反原発の主張が有権者の支持を集めたからではない。

1971年の県議選は4月に実施されたが、選挙直前の3月末に福島第一原発の一号炉が営業運転を開始し、選挙の翌月には早くもその安全性について疑念が突き付けられる事件が起きて

いた。米原子力委員会が福島第一原発にも設置されている「軽水冷却型発電用原子炉尚非常用冷却装置（原文ママ）の“欠陥”」を公表したのである（もっとも東京電力は福島県側に「問題はない」と回答している）（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年5月28日付け）。しかし県議選では、福島第一原発の安全性の問題が争点になることはなかった⁹⁾。

当時、県議選は「票に占める地縁、血縁の率が高いといわれるせいも、政策論争の影は薄いようだ」と指摘されていたが（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月10日付け）、岩本に投じられた票にも同様なことが言えるだろう。双葉郡の選挙区では定数2名に対して、岩本の他に自民党の現職・笠原太吉と新人・早川理久が立候補していた。なお笠原は岩本と同じく双葉町の出身である。岩本は選挙中から、自民党の二人の候補者に対して「全域から革新系の票を集めるほか、地元双葉町での人気が高い」ことから「善戦している」と報じられていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月3日付け）。果たして選挙結果は、岩本が笠原を200票余りの僅差で振り切って当選するというものであった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月13日付け）。保守系の地盤が固い双葉郡に革新系の票などわずかしかなことから、岩本は事実上双葉町の地縁に支えられて、当選を果たしたと言ってよいだろう¹⁰⁾。

岩本が地元の双葉町で人気が高かった要因としては、第一に、その魅力的な人柄が挙げられるだろう。岩本は「人が良くて、情に厚かった。頼まれごとでも断ろうとしない」というだけでなく（『福島民報』2015年2月11日付け）、「陽気で女性にもて、ロシア民謡を朗々と歌う」といったような人物であった（『東京新聞（朝刊）』2012年4月24日付け）。

第二に、1971年当時は、双葉町における反原発運動に対する「風当たり」が、後年ほど強くなかったことが挙げられるだろう。前述のように、福島第一原発の安全性の問題が県議選の争点になることはなかったものの、原発に対する漠然とした不安は地域において広範に共有されていた¹¹⁾。しかしその後、東京電力に「各町村から（中略）コネで入る」者が多くなるなど、「地元にもいろんな恩恵が出て」くるにつれて、「反対するやつが罪人扱いになってくる」（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。

原発の安全性や原発管轄行政のあり方に対する追及

岩本は福島県議会でしばしば原発問題を追及していた。その追及の内容には以下のように、原発事故後に脚光を浴びる諸問題に重なるようなものが含まれている。もっともそうした内容は、当時マスコミの原発特集記事においても言及されていたことであり¹²⁾、決して目新しいものではなかったことは断っておく必要があるだろう。

第一は、原発の安全性に対する追及である。例えば、岩本は「原子力研究の希薄な日本において世界的試みの少ない百万キロワット級の大型原発が双葉地方の狭い地域に、過密集中化さ

れ」ていることを問題視していた（1973年2月定例会）。

一方、木村守江知事（当時）は当然のことながら、原発の安全性を保証する内外の学説に依拠しており、「今日の日本の科学、世界の科学を信用する限り、原子力発電所の安全性を強調しなければならないと考えている」と力説していた。それに対して、岩本はたとえ安全説を採るにせよ、「現に事故が発生する条件が多くあるわけで、基準を守れば絶対安全だというのは一方的である」と応酬している（1973年6月定例会）。

なお、岩本は早くから使用済み核燃料の問題にも注目しており、「原発稼働後一年を経過したのであるが、その間の使用済み燃料はどのように処理されたのか」などと問い質している（1971年12月定例会）（『福島県議会史 昭和編第九巻』1083頁、1213-1214頁、628頁）。

さて今日、福島第一原発の事故の原因は、津波とこれに伴う浸水によって、非常用ディーゼル発電機など全ての電源を失ったことにあるとされている。全ての電源を失ったために、炉心を冷却することができなくなったのである。ただし原発そのものは地震の揺れにも耐え得たとされている。そういったことを踏まえると、岩本による原発そのものの危険性に対する告発は射ていなかったのかもしれない。しかし岩本は、たとえ原発そのものが安全であるとしても、現実には「事故が発生する条件」が多々あると指摘しており、実際、津波対策を怠ったことは結果的に「事故が発生する条件」になってしまったと言えるだろう。

また昨今、使用済み核燃料の問題は大きく注目されている。使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、それを再び高速増殖炉や原発で使用しようという核燃料サイクル計画は事実上破綻している。そうしたこともあって、膨大な量に上る使用済み核燃料が行き場を失い、その一部は各原発内のプールで一時的に保管されるに至った。事故を起した原発内のプールにも使用済み核燃料が一時保管されている。周知のように今日、それらがメルトダウンするのではと危惧され、対策が急がれている。

第二は、原発を管轄する行政のあり方に対する追及である。岩本は折に触れて、国の原子力委員会について「原子力開発を推進する機関と規制する機関が分離していない」として批判していた（1974年2月定例会）。そしてこうした原子力委員会が行なう「わが国の安全審査の内容は、電力会社が提供する資料に依存し、厳正かつ自主的な審査を欠く」と批判していた（1973年2月定例会）。

また、岩本は県当局に対しても、「アメリカでは原発の最大事故を仮想して基準を設けているが、日本の原発はこの基準を全く満たしていない」と指摘した。その上で、「福島原発事故の最大仮想事故の規模、周辺に及ぼす影響、住民の退避の方法を詳細に聞きたい」と迫っている。それに対する生活環境部長の答弁は「仮想事故については、冷却材喪失事故と主蒸気管破断事故を想定しており、その際周辺住民に与える影響は（中略）十分安全である」というもの

であった（1973年2月定例会）（同上、1503、1126、814、1084、1086頁）。

一方、原発事故以降、国の原子力委員会は世論から強く批判され、2012年に廃止されるに至った。また政府や県の当局は元々原発の重大事故の発生を予期していなかったせいも、原発事故が起こった当初、場当たりの対応に終始し、住民に的確な避難指示を出すことができなかった。その結果、住民に無用な被曝を強いることになる。

原発作業員の被曝問題や低線量被曝の問題に対する追及

以上の第一と第二の追及については、今日では政府当局や東京電力も声高に反論することができていないような状況にあると言ってよいだろう。しかし以下の第三と第四の追及については、今日でも依然として政府当局や東京電力、専門家の多くから公然と黙殺されたり強く反駁されたりしている。

第三は、東京電力の下請会社の原発作業員の被曝問題に対する追及である。例えば、岩本は1971年12月の定例会で、同年「八月下旬東京電力の某下請会社の作業員五名が（中略）急性照射量二百レントゲンの被曝をし、一ヵ月の出勤停止とな」ったことの真相を問い質した。それに対する当時の企画開発部長の答弁は、作業員の「被曝量は法令に定めるところの（中略）許容量以下であり、その健康状態にはその後何ら異状は認められない」というものであった。

岩本は企画開発部長の答弁に納得しなかったために、翌72年2月定例会で再度その問題を取り上げた。そして「東京電力と県の報告、説明に真実性が欠けている」、「県と東電が安全確保の協定を締結しているにもかかわらず事故として通報されなかったことは東電側のカモフラージュに利用されているものでしかない」などと批判している（『福島県議会史 昭和編第九巻』628、632、713頁）。

一方、事故を起した原発の廃炉に従事する下請会社の作業員の被曝線量は、通常原発作業員のそれと比べると、飛躍的に高くなっている。被曝線量の限度は、通常作業の場合、1年間で50ミリシーベルトまでである。もっとも緊急作業に際しては、1年間で100ミリシーベルトまでとされていた。しかし原発事故の発生後、政府当局は被曝線量の限度をそれまでの2.5倍に当たる250ミリシーベルトにまで引き上げたのである。こうした措置からも明らかなように、政府当局も東京電力も、作業員の被曝問題に関しては、岩本の追及と同時と同様に、事実上黙殺する姿勢を貫いていると言ってよいだろう。

第四は、低線量被曝の問題に対する追及である。例えば、岩本はジョン・ゴフマンやアーサー・タンプリンの学説に基づいて、原発作業員や原発周辺住民が「微量の放射能」に汚染されて、遺伝的影響を被っているのではないかと問い質している。それに対して木村は、低線量被曝による健康被害を認めるか否かという「両方の学説がある場合、ゴフマンやタンプリンの

学説だけが金科玉条だと考えることは考え直す必要がある」と答弁した（1973年6月定例会）。

岩本は、その後も木村の答弁に納得することなく、その問題を提起し続けている。例えば「知事は環境放射能問題を、自然環境放射能と人工的な放射能を同一のものという見方をしているが、人工的な放射能は微量でも危険である」と強調した（1973年9月定例会）。

また、岩本はヨウ素による甲状腺癌の発生にも着目している。ヨウ素が「大気―牧草―牛―ミルクを通じ人間の甲状腺に集中的に取り込まれ影響が注目される」と指摘した。そして「昨年（筆者注：1974年）県下の肉牛の甲状腺には、他県産に比べ数倍の沃素一三一が検出された」ことを取り上げ、「これは原子力発電所に由来する」のではないかと問い質した（1975年2月定例会）。

なお、岩本は原発からの「洗たく水」の海洋への放出についても、そこに含まれる放射能が「微量だから安全であるという（筆者注：県側の）考えは、危険性が立証されているので避けるよう要望する」と発言している（1972年9月定例会）（同上、1212-1213頁、1287、1891、901頁）。

さて、昨今取り沙汰されている低線量被曝の問題は、岩本の追及当時に比べれば、格段に深刻化している。被曝者数が飛躍的に増加し、被曝線量もはるかに増大している。福島県における小児甲状腺癌の発生率も、通常の数十倍に達するとされている。しかしながら今日においても、低線量被曝の問題については、岩本の追及当時と同様に、健康被害を認めるか否かをめぐって、賛否両論がある。健康被害を認めないとする見解が支配的であり、政府当局や東京電力からも支持されている。そしてそうした見解においては、自然放射線と人工放射線の間には物理的性質に差がなく、身体に与える影響にも違いがないとされている。また小児甲状腺癌の多発が、原発事故に由来する放射性物質による被曝に起因するとしている一部の専門家の説には否定的である。

もっとも今日、福島第一原発の汚染水については、さすがに政府当局や東京電力も「洗たく水」と同様に「安全」とは言えないために、汚染水処理を行うなど様々な対策を行なっている。しかし「多核種除去設備（ALPS）」を用いても、唯一トリチウム（三重水素）という放射性物質だけは、除去することが不可能である。そこで政府当局は、トリチウムを含んだ「浄化水」を海洋に放出することを検討中である。政府当局によれば、希釈して放出すれば、「安全」は保たれるとのことだ。

岩本の原発問題をめぐる発言は、当時においても決して目新しいものではなかったものの、その問題の核心に触れるものであったと言えるだろう。しかしそのためであろうか、岩本は県議会の原発推進派から「報復」を受けている。当時の岩本の同志であった石丸小四郎によれば、福島第一原発で働く作業員からの情報に基づいて、「東電の事故隠し」を追及した際に、

「議会では報復のように特別調査委員会が作られた」。そして「質問の情報源が追及され、事実無根の質問で県民に不安を与えたなどと非難された」（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

次節では、反原発運動の行き詰まりについて見ていくことにしよう。

2. 反原発運動の行き詰まり

「原発、火発反対福島県連絡会」

岩本の反原発運動が行き詰まった要因としては、第一にセクト主義、第二に地域住民の不支持が挙げられるだろう。まずセクト主義から見ていくことにしよう。

元来、双葉郡は保守的な地域であり、反原発運動は低調であった。東京電力関係者によれば、「全国的に見れば、福島の運動はそれほどでなく、スムーズにいつている方だという」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1972年2月1日付け）。しかし1973年9月に福島市で開催される全国初の「原発公聴会を控え、県内の原発反対運動が盛り上がりを見せ」るようになった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月6日付け）。もっとも皮肉なことに、公聴会は、反原発運動が盛り上がる契機になると同時に、運動が分裂する契機にもなる。

当時、双葉郡における反原発運動には、大きく二つの組織があった。一つは、1972年8月に岩本らによって結成された社会党や労働組合中心の「双葉郡原発反対同盟（以下、同盟と略記）」である。もう一つは、73年9月に反対派住民団体によって結成された「原発、火発反対福島県連絡会（以下、連絡会と略記）」である。

当時は後者の「連絡会」の方がマスコミの注目を集めている。「連絡会」は、1973年9月に開催される全国初の公聴会の直前に、「双葉郡内の様々な住民団体が全県に呼びかけ」て結成したものである。ちなみに、住民団体の内訳は、福島第二原発に反対する「公害から楢葉町を守る町民の会」と「公害から富岡を守る町民の会」、広野火発に反対する「広野町公害反対期成同盟」、浪江・小高原発に反対する「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会」であった¹³⁾。なお、こうした住民団体の立ち上げの中心となったのは「地元の高校教師」である。「公害から楢葉町を守る町民の会」の早川篤雄によれば、「双葉郡で住民に原発知識を啓発していけるのはわれわれ、教師ぐらいしかなかった」からである（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年10月11日付け）。

「連絡会」は開かれた組織を目指しており、「社会党系も含めて、県内のすべての民主的団体や個人の参加を呼びかける」姿勢を示している。すなわち「連絡会」は社会党系や共産党系などの党派にとらわれることなく、福島県内の全ての反原発・反火発運動団体を網羅しようとし

ていたのである。その上で「全国的規模の運動にも足並みをそろえる計画」を立てていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月6日付け）。

開かれた組織づくりは、すでに「連絡会」の前身である個々の住民団体の立ち上げの頃から見られる。1971年3月に福島第二原発の用地の買収交渉がまとまると、早川は友人二、三人と相談して、翌72年2月に120人の会員を擁する「公害から楡葉町を守る町民の会」を結成した。そこには「後に原発推進に変わった人も、社会、共産党を支持する人もともに含まれ」ていた（『原発の現場』344頁）。

しかし「同盟」を含む社会党系は「連絡会」の呼びかけには応えていない。「連絡会」に参加したのは「日本科学者会議福島支部、県立高教組、共産党県委員会など各種団体、個人」であった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月12日付け）。こうしたことから、後述するように「連絡会」は共産党系として色付けされるようになる。

ここで、当時の共産党の原発に対する基本政策を確認しておこう。当時、共産党中央は基本政策として「新しいエネルギー源である原子力」推進を謳っていた。一方、共産党系の科学者や弁護士が個々に反原発運動に加わったり、「平和利用三原則」に反する原発計画や事故に対して個別かつ具体的に対応したりしていた（加藤哲郎（2013）233頁）。

そうしたことを踏まえると、「連絡会」に共産党県委員会が参加するに当たっては、無論のこと上意下達の組織であることから、党中央の指示もあつただろうが、当時共産党の唯一の県議であった箱崎正夫の意向も強く働いていたものと考えられる。箱崎は県議会において岩本ほどではなかったにせよ、折に触れて原発の安全性について問い質す発言を行なっている。

公聴会をめぐる

では、「連絡会」に「同盟」が参加しなかった理由とは何だったのだろうか。それは、公聴会に対する対応の相違に端を発する両者の感情の「シコリ」である。少なくとも公聴会までは、早川によれば、「私たちも対県交渉は（筆者注：当時県議だった）岩本さんを窓口にした」とのことであり（『原発の現場』344-345頁）、「連絡会」を構成する住民団体と「同盟」の関係は良好だったようである。しかし公聴会の実施が決まると、「連絡会」は共産党県委員会とともに参加を表明する一方で、「同盟」を含む社会党系はボイコットの意志を示し、当日には会場にピケを張って、機動隊と衝突した。「この経緯がシコリとなって」、「連絡会」と「同盟」という双葉郡の「二つの大組織が共闘できない」事態に陥ってしまったのである（高槻博（1976）31頁）。

もっとも子細に見ると、公聴会をめぐる「同盟」や「連絡会」の態度には、さほど大きな隔たりがあったとは考えられない。岩本も元来、公聴会の開催を求めている。例えば、浪江町棚

塩地区において原発誘致反対の声が高まっていることから、「住民の不安をなくすため、さらにこの問題について民意を問うために、この際公聴会を開く必要があると思う」と主張していた（1972年6月定例会）。さらに岩本は公聴会のあり方として、以下の諸点を挙げている。

原発計画中の場所で知事の判断にかかわらず公聴会を開催すること。住民の推薦する科学者等を陳述者として認めること。公聴会の速記録を公開し、その内容を公聴会審査の対象とすること。公聴会の回数、時間、人数などの制約を設けないこと。建設、運転開始は公聴会後住民が決めることを保障すること（以下略）（1973年6月定例会）（『福島県議会史 昭和編第九巻』814頁、1212頁）

しかし、1973年5月に国の原子力委員会が決めた公聴会開催要領は、「原発計画中の場所」ではない福島市を開催場所に選んだ上に、「同委で陳述人を選び、発言時間も制限するなど“国ペース”の色が濃かった」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年8月14日付け）。そこで「同盟」を含む社会党系は、県側と交渉を重ねたものの、「ごまかし公聴会の本質は、改善されなかった」として、「公聴会ボイコット、実力阻止」を決定するに至る（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。そして公聴会の前日に双葉町で、独自に「国民のための原発公聴会」を開催することにした（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年8月15日付け）。

一方、「連絡会」側もすんなりと公聴会への参加を決定しているわけではない。「最初は我々もボイコットしようかと考えた。しかし、賛成者だけの公聴会をやられたんではよけい困る」（「公害から富岡を守る町民の会」の小野田三蔵）（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。また早川らが「公害から楢葉町を守る町民の会」を結成した際の主張の一つに「地元住民を対象とする公聴会を開け」があった。すでに署名運動を行ない、楢葉町の有権者の半数を超える署名を集めていた。「連絡会」側はそうしたことを考慮して、最終的に意見陳述、傍聴ともに参加することにした。その時の苦悩を早川は以下のように語っている。

「社会党系の人たちが言うように、公聴会が建設へのステップというのは分かる。あちらの作った土俵だが、第一回だし、こちらで開けと言っていたのだから、言いつ放しになるのもしょうがない。住民の生の声を堂々と言える好機ではないか。それに今後我々の運動の中でも利用できる」と（『原発の現場』345頁）。

なお、共産党県委員会も公聴会の開催に当たって、岩本の前述の発言と重なる改善要求を、政府当局に提出したものの、全面的に拒否されている¹⁴⁾。それにもかかわらず共産党県委員会

は、公聴会が多くの制約をもつことに不満を示しながらも、「原発の安全性について公式に意見を述べる言論の場としたい」との意向から、公聴会への参加を決定した（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。

要するに「同盟」と「連絡会」との間では、公聴会への参加・不参加という相違はあるものの、「開催問題で（筆者注：住民の要望に沿うように）イニシアチブを取れなかった県への不満は共通している」のである（同上）。今日の我々の眼からは、両者の間では相違点よりも共通点の方がより大きいように映るだろう。

セクト主義

しかし、なぜその後、「同盟」と「連絡会」の間では、感情の「シコリ」が残るようになったのであろうか。その理由の一つは、我々が想像する以上に「同盟」側にとって、公聴会への不参加が大きな意味を有していたからである。岩本によれば、「同盟」の運動の取り組みは、「ごまかし公聴会阻止闘争を頂点として」いたのである（岩本忠夫（1975）40頁）。岩本からすれば「頂点」を共有できない「連絡会」との共闘は論外だったのだろう。

もう一つの理由は、「連絡会」が当時の社共両党のセクト主義による争いに巻き込まれ、「同盟」側から「共産党系」というレッテルを貼られたからだと考えられる。公聴会に参加したのは共産党の地方組織である県委員会だったにもかかわらず、公聴会をめぐる社会党の対共産党批判は、県レベルを超えたものになっていた。成田知己・社会党委員長（当時）が直々に「政府の“合法的手続き”に手を貸した」として「原発公聴会に参加した共産党を暗に批判した」のである（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年10月1日付け）。「同盟」側の共産党に対する批判が強ければ強いほど、「同盟」側の眼には、「政府の“合法的手続き”に手を貸した」という点で、「連絡会」も共産党と同じ穴の貉と映っていくことだろう。

もっとも、「連絡会」を「共産党系」と見なすのは「同盟」側だけに限られたことではなかった。後年になって出版されたルポルタージュや研究書においても、同様な見方がなされている¹⁵⁾。

しかし、前述のように「連絡会」は結成当時より開かれた組織を目指す姿勢を示していた。「連絡会」のそうした姿勢は、「同盟」側との間で感情の「シコリ」が生じた後にも堅持されている。早川によれば、「向こうのグループが集会を開くときは我々には一言もありません。でも私たちは案内状を出しています。意地を張らないで呼びかけだけはきちんとやろう、と」のことである（『原発の現場』346頁）。仮に「連絡会」が「共産党系」ならば、その社会党系を排斥するセクト主義故に、「同盟」側にわざわざ歩み寄ることなど考えられないだろう。このように見てくると、「連絡会」を「共産党系」と断定することは適当とは言えないだろう。

むしろ、岩本らの方が共産党に対するアレルギーから、「連絡会」に対してセクト主義的対応に終始していたと言えるのではなかろうか。こうしたセクト主義的対応の結果、「同盟」の反原発運動は行き詰まりを見せるようになる。岩本自身も「私たちの運動視点が限定された組織（筆者注：社会党系労組・市民団体と言い換えてもよいだろう）にのみむけられ」ているという「体質的欠陥が私たちの運動の低迷を招来している」ことを認めていたのである（岩本忠夫（1975）40頁）。

ちなみに「同盟」の会員数は、結成から数年経っても、社会党、地方労、社青同、日農を中心に約30人のままである（『原発の現場』338頁）。前述のように、「連絡会」を構成する「公害から榎葉町を守る町民の会」の結成当時の会員数は120人程であった。ただでさえ小規模な組織が多い反原発運動団体の中でも、「同盟」がより小規模な組織であったことが理解されるだろう。「同盟」はセクト主義に走ったために、そうした小規模性から最後まで脱却することができなかったのである。

大衆闘争構築の試み

次いで、岩本の反原発運動が行き詰まった二つ目の要因である地域住民の不支持について見ていくことにしよう。

岩本は反原発運動の低迷を踏まえて、「住民を組織化した大衆闘争（原文ママ）を構築していく闘いが、いまなにより私たちに求められる命題である」と訴えていた（岩本忠夫（1975）41頁）。しかし大衆闘争の構築に当たって、「連絡会」との提携は最後まで考慮の外に置かれた。岩本が提携しようとしたのは、浪江町棚塩地区の住民によって組織された「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会（以下、浪江同盟会と略記）」である。

ここで注意すべきことは「浪江同盟会」もまた「連絡会」の結成に加わっていたことである。しかし「浪江同盟会」の中心人物であった舛倉隆は、公聴会をめぐって、「連絡会」を構成する他の住民団体のリーダーたちとは別行動をとるに至る。舛倉は公聴会の陳述人に選ばれたことから、参加するつもりだったものの、「公聴会とは名ばかり、単なるセレモニーに過ぎないことが明らかになった以上（中略）ボイコットせざるを得ない」と考えた。そして公聴会前日に開催された社会党系独自の「国民のための原発公聴会」に参加することとした。さらに登壇までして、「ごまかし公聴会を非難」している。「国や電力会社の原発安全論のまやかしを批判し、公聴会で質問する予定だった放射能と距離の問題に関する疑問を提起して話を終えた」（恩田勝亘（2011）98-99頁）。

舛倉が公聴会をボイコットする一方で、社会党系の集会に参加したことにより、岩本は「浪江同盟会」に対しては、「連絡会」を構成する住民団体でありながら、積極的に提携しようと

する姿勢を示すに至る。岩本は石丸らとともに「浪江同盟会」が行っていた「一坪運動」に参加した。反対派の地主から原発予定地の山林の贈与を受けて「一坪地主」となり、用地買収を阻止するのである（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

また岩本は「棚塩（筆者注：『浪江同盟会』）のような運動の中核となっている農民を支援することにもなる、という基本認識に立って」、「同盟」とは別に「双葉郡農民協議会」という新しい組織を立ち上げている。その新組織は、「とにかくできることから、個人個人がそれぞれの責任で何かやろう」と若い農民が集まって開始したものであった。農民と原発の関係については、農民自身の健康問題以外にも、米と放射能、農民の原発工事下請けへの出稼ぎなどの面で密接につながっていると見ていた。このような点から「『原発とは何か』をもう一度考え直し、それを行動に結びつけて行こう」というのである¹⁶⁾。

地域住民の不支持

岩本は大衆闘争の構築を最重要課題として提起していたが、実際に行ない得たことは「浪江同盟会」との提携くらいであった。岩本は大衆闘争の構築に、換言すれば、反原発運動への地域住民の動員に成功しなかったと言ってよいだろう。その証左は1975年、79年、83年と県議選で立て続けに落選したことである。

岩本が落選し続けた理由としては、第一に、双葉郡にもたらされた巨額の原発マネーを挙げべきだろう。原発マネーがいかに地域住民を惹き付けたかについては、岩本自身も認めており、「原発の誘いがあった大熊町にたいし、他町村は異常なほどに羨望のまなざしをむけ」と記している。ただし岩本に言わせれば、地域住民は「東電が説明するように、原発によって地域の繁栄をもたらす、と言うこと以外は何も知らない」という有様であった（岩本忠夫（1975）36頁）。

地域住民が原発の危険性を理解しさえすれば、巨額の原発マネーに心を奪われることはなくなるのだろうか。当時、岩本がその一点に賭けて、盛んに原発の危険性を訴えていたことは、先に見た通りである。そして1974年5月、参院大蔵委員会に参考人として出席した岩本は、次のように強調している。「今日の原発の安全性が確保されない限り、いま出されているような電源開発促進法案、これをもって金を与えて原発を促進する、こういうものには徹底的に反対していくという立場が、地域住民の中には強く根ざしていることも確かであります」と。

また、岩本は参院大蔵委員会の席で、地域住民が原発マネーに依存せざるを得ないように強いている地域の後進性にも言及し、その要因を分析している。岩本に言わせれば、地域の後進性を「つくり出したのは、何といっても政府みずからの政策のまずさ」に尽きていた。「たとえば農業問題で申し上げますならば、生産調整や減反によって農民を重化学工業に吸収をし

て、そういう中から農業を破壊していった」ことである（「第七十二回国会 参議院大蔵委員会会議録第十九号」4頁）。さらに岩本は県議会でも、地域の後進性を脱却するためには、「双葉地方は農村が主体をなしており、農商工中心の地場産業を発展させる投資が必要で、これを基本として開発を進めるべきである」と訴えている（1973年9月定例会）（『福島県議会史昭和編第九巻』1284頁）。

しかしながら、岩本の参院大蔵委員会での発言とは裏腹に、原発をきっぱり拒絶し得た者は少数に止まった。原発の危険性が地域住民に理解されなかったわけではない。久人によれば、「父のやっていること（筆者注：反原発運動）はわかるんだけど、やはりもうできてしまった原発に対して、当然、そこで働いている方も増えてきましたし、地域も潤ってきているわけですから」、今更になって原発反対というのはいかかなものか、というスタンスだったのである（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

地域住民のそうしたスタンスは、1979年の米国におけるスリーマイル島原発事故後の県議選でも変わらなかった。石丸によれば、「マスコミは岩本の選挙に神風が吹いたと報道し」ていた。しかし反原発を訴えた「ピラマキをしても、糠に釘を打つような感じ」だった（「福島原発震災と反原発運動の四六年」54頁）。当時、岩本の同志であった丸添富二もまた、スリーマイル島原発事故が「追い風だと言ってこうやると（筆者注：大見得切って反原発を訴える）、やっぱり警戒しちゃうんだよね、住民というのは」と述べている（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。

また、岩本が県議会で提起した双葉郡の開発の青写真は、客観的に見ても、抽象的であり、具体案に欠けていたと言わざるを得ないだろう。そのためか久人の眼からも、岩本は「やっぱり社会党というイメージが大きくて、原発に対してもそうですけれども、何でも反対するという、そういうイメージはやっぱりあった」（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。原発も含めて「何でも反対する」というイメージだけで、マネーを生み出す代案がなければ、相対的に貧しい地域住民の支持を得ることは難しいだろう。

岩本が落選し続けた理由としては、第二に、双葉郡の根強い保守的な政治風土を挙げるべきだろう。双葉郡は「お上」である自民党の支持基盤が強固な地域である。自民党の支持基盤の中核は地域や一族の「ボス」たちである。地域の重要事項は、「お上」の意向を受けた「ボス」の「親心」によってしばしば決定される。その典型的な例が、1973年9月の公聴会に当たって、原発推進派の小貫正・富岡町助役（当時）が、最終的に福島第二原発の用地買収に応じた同町毛萱地区の住民の断りなしに、独断でほぼ全員の傍聴券を申し込んでいたことであろう。発覚後、いみじくも小貫は「全くの親心で、悪意はなかった」とコメントしている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月18日付け）。

また、双葉郡には「“お上にさからうやつはアカだ”という意識がまだにあるという」。そのために「お上」、すなわち自民党が持ち込んだ原発に対する反対運動を「アカ」同然と見なして、身内や身近にそうした運動に関わる者がいれば、「ボス」が「親心」から止めるように諭すことが多々あった。例えば「連絡会」を構成する「公害から富岡を守る町民の会」の小野田も「親類筋あたりから忠告されることがあるんですよ」と打ち明けている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年10月11日付け）。そうした状況下では、岩本が反原発を訴えたところで、なかなか地域住民の支持を得ることは難しかったであろう。

第三に、原発を推進しようとする当局の徹底した妨害活動を挙げるべきだろう。当時、丸添によれば、「国も東電も、警察も皆一緒になって」、「同盟」に対する警戒活動を行っていた（『岩本忠夫・双葉町町長を支えて』）。石丸によれば、そうした一体化した東京電力と公権力によって、特に二期目をめざす1975年の県議選では、岩本の経営する酒店への嫌がらせや尾行などがしつこく繰り返されたとのことである（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

次節では、岩本が「転向」して、原発推進の超積極派になった経緯を見ることにしよう。

3. 「転向」へ

反原発運動からの離脱

岩本が反原発運動からの離脱を考えるようになった契機とは、1979年の県議選での劣勢と敗北である。石丸はそれについて以下のように語っている。

岩本さんの娘さんが東京電力の社員と結婚したので、推進派に転じたと言う人がいるけれど、そんなちやちな男ではないですね。それは関係ないと思います。七九年のスリーマイル島原発事故の翌月の選挙でビラまきをしたが、まったく争点にならなかった。それを見て、政治的勘のある人ですから、政治的思いを遂げられないなと悟って身を引いたということだと思います（『福島原発震災と反原発運動の四六年』54頁）。

石丸と同様のことを久人も証言している¹⁷⁾。

さらに久人によれば、岩本は1979年の県議選の途中から、反原発運動からの離脱のみならず、社会党からの離党をも示唆するかのよう「郡民党」という言葉を使い始めている。久人は次のように述べる。「父（筆者注：岩本）の口から郡民党という、そういう郡民の皆さん、双葉郡のために私は立候補しているんだと、双葉地方のために働かせてくださいというような、そういう訴えに変わってきた」と（『父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて』）。

岩本は83年の県議選にも落選すると、社会党に離党届を出すと同時に、反原発運動から完全に離脱することをも決断するに至る。離党の直前に、前述の「浪江同盟会」の「一坪地主」を抜けるという決断を石丸に伝えていた（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

双葉町長選挙

岩本は反原発運動から離脱し、社会党を離党したからといって、即座に原発推進の超積極派になったわけではない。岩本は1983年の県議選に落選した後、政治の世界からは身を退き、酒屋を経営しながら、地区の行政区長として地元の地域活動に専念していた（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

1985年になると双葉町では、公共下水道工事への町費不正支出や町職員の逮捕事件などの不祥事が起こった。その結果、連続六期二十二年にわたって長期政権を築いてきた田中清太郎町長（当時）が責任を問われて辞職に追い込まれた。その際、岩本は一連の疑惑解明を住民の手で盛り上げようと開かれた「双葉町を明るくする町民大会」のリーダーの一人となっている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月2日付け）。

岩本は、「何とか町を立て直してくれ」という思いを抱いた町民から、町長選への立候補を強く要請された末に、決心する（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。丸添によれば、岩本が町長候補に担ぎ上げられたのは、「政治は好きだし（中略）人の面倒もいかなかったし（中略）全般的に評価はされていた」ためである（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。1985年12月に実施された十数年ぶりの町長選では、前町長派の候補・伊沢昭久（町議会の前議長）と反前町長派の候補・岩本との一騎打ちになった。ちなみに両者は小学校時代の同級生で、同じ時期に町議をしていたこともあった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。

伊沢は、1971年の県議選で岩本に敗れた双葉町出身の笠原県議（当時）や前町長派町議らを中心に、町内の保守系支持者をまとめていたほか、福島第一原発の労組と政策協定を結び、町内労働者の支持をもまとめていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。選挙戦の初日には、後援会長の笠原が「中央とのパイプはまかせてほしい」と応援の演説をしている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。伊沢の最大のセールス・ポイントは「中央とのパイプ」であったと言えるだろう。

一方、岩本は選挙戦に当たって、反前町長派の保守勢力が前面に立ち、社会党員時代から関係の深かった地元地区労などの組織が陰に回るように手筈を整えていた。その一方で「町民党」を名乗って、手作りの選挙運動を展開している（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。地域の根強い保守的な政治風土に配慮しつつも、「町民党」を名乗ったり「手作

り」感を出したりすることにより、あくまでも住民の代表であることを強調して、前町長派には欠けている清廉さをアピールする狙いだったと言えるだろう。いみじくも選挙の初日には、反前町長派の町議らが「今回は世直し選挙。住民の手で明るい町づくりが必要」と応援の演説を行なっている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。

両候補の公約についてであるが、岩本と伊沢はともに企業誘致や中規模農業の育成などを掲げていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。なお原発問題については、前述のように岩本はすでに容認に転換している¹⁸⁾。原発容認に転換した岩本と伊沢の間には、公約において実質的に大きな相違点がなかったと言えるだろう。

両候補の公約がほぼ同じであり、かつ一連の不祥事による田中前町長の辞任後ということもあって、町長選の大きな争点は、金権政治からの脱却と町政への信頼の回復となっていた。そこで伊沢は前町長派ながらも、『田中色』を意識的にぬぐい去った選対を組織することになる（同上）。当時、地域では金銭によるモラルの低下が、一部の政治家や町幹部のみならず、子どもたちにも及んでいただけに¹⁹⁾、町民はその争点に大きな関心を寄せたものと思われる。

町長選の争点として、金権政治からの脱却と町政への信頼の回復がクローズ・アップされればされる程、「新鮮なイメージ」の岩本には有利に働くであろう。そのためであろうか、伊沢陣営は岩本の元社会党籍や反原発運動の経験をとらえて、「無所属といえども根は革新。原発立地の町に革新系町長では無理」という宣伝まで行なっている。しかしそれが町民から「かえって反感を買った」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月10日付け）。果たして選挙結果は、岩本が伊沢に約800票差をつけて、3000票余りを獲得して勝利を収めた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月9日付け）。

町長当選後、岩本は町長室を一階に移して、ガラス張りにしたり、町民と直接対話する会合を開いたりするなど、市民運動的な理想を実現しようとしている。職員にも気さくに声を掛け、慕われていたという（『毎日新聞（朝刊）』2011年8月25日付け）。

原発増設とプルサーマル計画

岩本が明確に原発推進の超積極派になったのは、二期目の町長時代からである。福島第一原発は大熊町と双葉町にまたがっており、双葉町では五号機、六号機の二基が稼働している。1986年4月にチェルノブイリ原発事故が起り、89年3月に福島第二原発三号機で重大事故が発覚していた。それにもかかわらず、岩本は91年12月に双葉町に七、八号機を増設するよう正式に要請する決断を下す。それに先立って、同年9月に双葉町議会で原発増設誘致の決議を行なった際には、岩本は「増設に政治生命をかける」とまで述べて、半数ほどいた慎重派を説得し、全会一致を勝ち取っていた²⁰⁾。原発増設の誘致に当たっては、岩本自らが旗を振って

いたのである。

資源エネルギー庁によれば、原発立地自治体の増設要請は「全国でもおそらく初めて」のことであった。岩本が全国初の原発増設の誘致に踏み切った背景には、後述するように町財政の悪化がある。

さらに、岩本は原発増設を実現するために、国策であるプルサーマル計画の受諾へと踏み込む。プルサーマル計画とは、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、ウランと混ぜた混合酸化物燃料（MOX 燃料）に加工して、原発（軽水炉）で燃やすというものである。プルサーマル計画の実施対象は福島第一原発三号機であった。

プルサーマル計画が浮上した背景には、高速増殖炉にトラブルが相次いだために、高速増殖炉でプルトニウムを燃やすという計画が大幅に先送りされ、余剰プルトニウムが行き場を失っているという問題があった。なお後述するように、再処理工場の度重なる竣工の延期によって、使用済み核燃料の再処理が大幅に滞っているために、使用済み核燃料が原発内で蓄積されるという問題が起こっている。

岩本による原発増設の誘致やプルサーマル計画の受諾という決断に対して、反原発運動団体のみならず²¹⁾、福島県や双葉郡周辺の市町村も反発を隠さなかった。当時「プルサーマルも増設も、他の立地町や福島県当局は受け入れに慎重だ。岩本町長だけが積極的に見える」と言われたほどである（『日本経済新聞（朝刊）』1997年6月9日付け）。相馬市や原町市の議会に至っては、双葉町の原発増設誘致に反対する意見書を採択している（『河北新報（朝刊）』1994年1月11日付け）。

佐藤栄佐久・福島県知事との対立

こうした岩本による原発増設の誘致やプルサーマル計画の受諾に対して、強力に立ちはだかったのが佐藤栄佐久・福島県知事（当時）である。佐藤は参議院議員だった1987年1月に中曽根首相（当時）の東欧訪問に随行して、前年4月のチェルノブイリ原発事故の影響を目の当たりにする。「晩餐会には、出された肉を指して、『これはチェルノブイリで汚染されていない肉です』といちいち説明があった」。この経験が佐藤にとって、「原子力事故の恐ろしさと、ひとたび起こってしまうと、一国では終わらない広がりをもつということについての（中略）原体験となった」（佐藤栄佐久（2009）50-51頁）。

佐藤は1988年に知事に当選すると、翌年3月に福島第二原発三号機の重大事故に遭遇した。岩本と違って、佐藤はこの重大事故を機に、国や東京電力に対する不信任感を強めることになる²²⁾。佐藤は決して反原発に転じたわけではなかったものの、その後「譲れない一線」として、「事故情報を含む透明性の確保」と「安全に直結する原子力政策に対する地方の権限確保」

という二点を追求し続けることとした（同上、112頁）。そして原発増設やプルサーマル計画に対して慎重な態度をとるようになる。

当時、佐藤は原発増設について、「原発が10基もあって、なぜ増設しなければ地域振興にならないのか」と問い掛けていた。また原発が廃炉の期限を迎えることをも視野に入れて、「原発に頼りすぎない自立した地域づくり」のあり方を考える必要があると訴えていた。それに対して、岩本は「『自立』と言われても『タネ』がなければ難しい。（知事の言う）『自立』に具体性はあるのか」、「当面、（悪化する）町の財政を好転させることが重要で、そのためには『増設』となる」と反論している（『河北新報（朝刊）』2002年2月23日付け）。佐藤は後年、こうした双葉町の原発増設ありきの姿勢に対して、「麻薬中毒患者が『もっとクスリをくれ』と言っているのと同じではないか」と振り返っている（佐藤栄佐久（2009）54頁）。

さらに、佐藤はプルサーマル計画に対しても、次第に態度を硬化させるようになる。1998年11月に一旦は全国で初めてプルサーマル計画の事前了解を東京電力に通知したものの、2000年1月と01年4月に受け入れを拒否した末に、02年9月の定例県議会の冒頭で「プルサーマル計画については、前提となる条件が消滅しており、白紙撤回されたものと認識している」と声明した²³⁾。

こうした佐藤のプルサーマル計画をめぐる態度の硬化の背景には、どのような情勢の変化があったのだろうか。MOX燃料のデータ改竄の発覚のほかに、1999年9月に茨城県東海村の核燃料加工会社で起きた臨界事故、及び2002年8月に東京電力も認めざるを得なくなった福島第一・二原発での検査記録改ざんなどによるトラブル隠しがあった²⁴⁾。特にトラブル隠しが決定的であったと言えよう。佐藤によれば、「東電の不正は、県が検討してきた疑問点が現実には顕在化したもの」にほかならなかった（『河北新報（朝刊）』2003年1月7日付け）。

2002年10月以降、佐藤は、原子力政策を推進する自民党国会議員や関係閣僚に対して、核燃料サイクルの停止など、原子力政策の見直しを求めるようになる。それに対して、自民党国会議員からは「福島県の考え方には誤りがある」「もっと大きな視点に立って考えるべきだ」などと反発が相次いだ（同上）。

岩本は、原発増設とプルサーマル計画実施を求める立場から、政府当局と佐藤との対立に介入して、政府当局の立場を積極的に擁護するようになる。例えば、2005年1月に開かれた国の原子力委員会の新長期計画策定会議の場では、岩本と佐藤は「真っ向から対立する格好となった」。佐藤は核燃料サイクル政策の見直しを強く提言した。それに対して岩本は、プルサーマルは国策で推進すべきであり、かつ福島第一原発七、八号機の増設を実現すべきであると訴えた。また県と国との信頼関係の強化をも求めている（『河北新報（朝刊）』2005年1月15日付け）。岩本が県と国との信頼関係の強化に言及したのは、国との対立を辞さない佐藤の

譲歩を暗に促すためだったと言えるだろう。

なお、岩本はプルサーマル計画を受諾するとともに、原発内の使用済み核燃料プールの増設にも同意している。1994年5月に全国原子力発電所所在市町村協議会（以下、全原協と略記）は総会で、使用済み核燃料の保管場所は原発の外部を原則とするよう国に要望することを決議していた。これは国の原子力委員会の新長期計画における「当面は原発内貯蔵が原則」という方針に対して、全面的に対決姿勢を打ち出したものにほかならない。

しかしながら、双葉町も全原協の一員でありながら、岩本はここでも原子力委員会に助け舟を出すかのように、「外に持って行けと言うより、原発に置くのが現実的な対応」というコメントを出している。こうした岩本の対応について、反原発運動に従事している大和田秀文は「(筆者注：増設してでも) カネになる原発はほしいが、ごみはいらぬとは言えないのでしょう」と推察している（『朝日新聞（朝刊）』1994年6月27日付け）。

次節では、岩本が反原発派から原発推進の超積極派に「転向」した契機について検討することにしよう。

4. 「転向」の契機

双葉町の財政の悪化

さて、岩本は反原発派から原発推進派に「転向」したと言われているが、原発推進派と一口に言っても、その中には慎重派から積極派まで様々な立場が存在している。かつて反原発運動の旗手であった岩本は原発推進派に「転向」しても、佐藤のような慎重派にはならなかった。前述のように「プルサーマルも増設も、他の立地町や福島県当局は受け入れに慎重だ。岩本町長だけが積極的に見える」と言われるほどの超積極派に「転向」した。

超積極派になった岩本は、慎重派の佐藤を批判する急先鋒となった。石丸がいみじくも述べているように、岩本はかつて「社会党の地区委員長や反対同盟の委員長をやった」だけに、その点では「千両役者」であったと言えるだろう。「国と電力にとって相当使い勝手があつたはずで」ある（「福島原発震災と反原発運動の四六年」54頁）。このように見てくると、原発の安全性の追求という「根っこにあるもの」は「常にどの立場にあつても決して変わってない」とする久人の岩本に対する評価を（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）、鵜呑みにすることは難しいと言わざるを得ないだろう。

岩本が超積極派に「転向」した契機とは一体何だろうか。第一に、双葉町の財政の悪化が挙げられるだろう。双葉町は、1987年度に電源三法に基づく交付金の交付が終わったり、原発関連の固定資産税が減価償却に伴って減少したりしたこともあって、原発増設の要請を決定し

た前年の90年には、12年ぶりに地方交付税交付金の交付団体になってしまった。そこで岩本は、町内の原発敷地のうち約100ヘクタールが遊休地となっていることに着眼して、財政再建の切り札として、原発増設に動き出したのである²⁵⁾。

もっとも、岩本自身も双葉町の財政悪化に拍車をかけている。双葉町を含む原発立地自治体の財政に重くのしかかってきたのは、周知のように「ハコもの」の維持管理経費にほかならない。電源三法に基づく交付金は、その使途が道路、港湾、都市公園、公共施設などの「ハコもの」に限定されていることから、原発立地自治体では多くの「ハコもの」が整備されてきた。自治体の収入が減少しても、毎年一定程度の「ハコもの」の維持管理経費は必要とされる。

双葉町では、こうした維持管理経費の圧迫のために、原発増設の要請から約10年後の2000年度には「財政構造は硬直化の域に入っている」とまで評されるようになった。それにもかかわらず、岩本は「道路、下水道など社会資本の整備はまだ必要だ」と主張している²⁶⁾。「運動公園に特別養護老人ホーム、新しい駅舎…。原発増設をあてこんでいた岩本は町民の要望に応えようと、次々と施設の着工に踏み切った」（『福島民報』2015年2月14日付け）。その結果、原発増設の要請から約20年後の09年には、町は財政破綻一步手前の「早期健全化団体」に転落することになる。

原発をめぐる認識の根本的变化

第二には、岩本の原発をめぐる認識の根本的な変化が挙げられるだろう。岩本自らが以下のように、県議時代に追及した原発の安全性に対する認識の変化について言及している。

私が県会議員になったのは昭和46年4月ですが、この年の3月26日に原発1号機が営業運転に入った。運転当初のこともあって1号機はトラブルも発生したんです。そこで、私は安全性について徹底的に追求したんです。これが4年間くらい続いたんでしょうか。

その間、双葉町原発反対同盟という組織もでき、私はその責任者も努めた。原発には極めて批判的な立場をとっていたわけですよ。

というのは、その当時、私の原子力発電所に対する認識不足がありました。と同時に、1号機には大きくはなかったがトラブルも多かった。そんなことから、私は初期の段階ではまだ実証炉ではない、言い方をかえれば営業運転はまだ早い——という判断をもっていた。

そういう時代を経て、私はだんだんに原子力発電所の安全性は確認されつつある時代にきている方向に傾きました。

そして、町長に就任する1年前に社会党を離党、その頃から原発の安全性は確認されて

いるとして、これまでの原発反対から脱皮、原発是認の立場を明確にとるようになったんです。

(中略)

私は最近、町民の方々に申し上げるんです。原発の1号機が営業運転を開始21年になる。10年ひと昔どころか10年2昔。多少の故障は発生したかもしれないが、放射漏れなどなく、安全性は十二分に確信してよいと思っているんです。

20年の歴史の証明は説得力があるんじゃないですか(岩本忠夫(1992)13頁)。

また、岩本は原発管轄行政のあり方に対しても認識を変えている。県議時代には、前述のように、国の原子力委員会について「原子力開発を推進する機関と規制する機関が分離していない」と批判していた(1974年2月定例会)。

一方、前述の国の原子力委員会の新長期計画策定会議では、岩本はかつてとは正反対の立場をとっている。同会議では、核燃料サイクルやプルサーマル以外にも原子力安全・保安院(以下、保安院と略)の経済産業省からの分離の是非が議論されていた。保安院は、2001年にエネルギー施設などの安全確保を目的として発足した。規制機関である保安院と推進機関である資源エネルギー庁がともに経済産業省に属していることを、佐藤はかねてから問題視しており、同会議の席でも保安院の分離を主張していた。しかし岩本は、保安院を分離せずに現行体制で安全を強化すべきであると主張したのである(『河北新報(朝刊)』2005年1月15日付け)。なお原発事故後の2012年に、原子力規制に関わる各府省の行政組織を一元化するために、環境省の外局として原子力規制委員会が発足すると、保安院は同委員会に移行し、廃止されている。

さらに、岩本は県議時代に追及した原発作業員の被曝問題に対しても認識を改めている。福島第一原発の作業員が被曝に伴う慢性骨髄性白血病により死亡して、1991年末に労働基準監督署から労災認定を受けていたことが、93年5月に報道により明らかにされた後になって、ようやく東京電力が双葉町側に連絡するという事態が起こった。そうしたショッキングな労災認定隠しが判明した直後にもかかわらず、岩本は以下のように述べている。

「かつて全国的に原発内で働く作業員の被ばくが問題になったが、現在は被ばく線量の基準は順守されているようだ。安全対策は万全であると信じている」(『河北新報(朝刊)』1993年5月7日付け)。

岩本は、原発作業員の被曝問題を解決済みと見なすようになった以上、県議時代に追及した

低線量被曝の問題についても、健康被害などあり得ないという認識に変わったと見てよいだろう。こうした原発をめぐる諸々の認識の根本的な変化こそが、原発推進の超積極派に「転向」するに当たっての重要な契機になったと言えるだろう。

ここで、我々はさらに理解を深めるために、岩本の原発をめぐる認識の特徴についても考察することにしよう。それは、岩本だけに限らず、反原発派であれ、原発推進派であれ、専門家以外の者は基本的に自らの認識を科学的に実証することが事実上不可能であり、ただ単に専門家の解説を信奉して、それを自らの認識に代える以外にはないというものである。専門家の解説を信奉するばかりで、自らそれを科学的に実証する術がない以上、反原発派であれ、原発推進派であれ、その認識の主張はある種の「信仰」告白にならざるを得ないだろう。

いみじくも前述のように、岩本が原発の安全性を請け負う際に提示した根拠とは、「20年の歴史の証明」という科学的な実証からは程遠いあやふやなものであった。また前述のように、労災認定隠しが明るみに出た直後にもかかわらず、岩本は「安全対策は万全であると信じている」と述べているが、この「信じている」は文字通り「信仰」に近いニュアンスを帯びていると言ってよいだろう。

岩本は元来、反原発派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」を抱いていたが、時とともに「信仰」が揺らいだ末に「転向」した。そして原発推進派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」をもつようになり、超積極派となって、「信仰」が揺らぎ始めた慎重派の佐藤を厳しく批判したと言えるだろう²⁷⁾。

権力の自己目的化

第三には、岩本にとって手段であったはずの権力が自己目的化するようになったことが挙げられるだろう。権力が自己目的化するのに伴って、岩本は地域住民の多数派の世論に同調することで、多数派の支持を獲得しようと試みるようになる。

岩本は県議の頃には、被曝した原発作業員に対して強い関心を寄せていた。「電源三法交付金で恩恵を受ける人の一方で、被曝した労働者の実態は闇に葬られるという構図」（「七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動」68頁）の下では、後者は明らかに地域住民の中でも少数派だと言えよう。その一方で岩本は、地域住民の多数派の支持獲得にも並々ならぬ意欲を示している。前述のように、岩本は「住民を組織化した大衆闘争（原文ママ）を構築していく闘いが、いまなにより私たちに求められる命題である」と訴えていた。また岩本は本気で県議当選を狙っていた。勝敗を度外視して、選挙を単なる社会党の政策や自己の主張のアピールの場だと割り切っているわけではなかった²⁸⁾。そうしたことから岩本にとっては、少数派である被曝した原発作業員への配慮とともに、多数派の支持の獲得も重要な課題であったと言えるだ

ろう。

しかし、岩本は度重なる落選によって、自らの反原発の主張が地域住民の多数派から受け容れられないということを悟らざるを得なくなった。この時点で岩本には酒屋を営みながら、一活動家として反原発の主張をあくまでも貫くという選択肢もあっただろう。だが岩本はその選択肢を選ばなかった。それまで反原発という目的のための手段に過ぎなかったはずの権力が自己目的化するに至る。そして岩本は、多数派の世論に同調することで、多数派の支持を獲得しようとするようになる。前述のように1979年の県議選からそうした兆候が見られており、85年の町長選に際しては、全面的にそうすることによって勝利を収めた。

岩本にとって、原発推進派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」を抱き、超積極派になることは、地域住民の多数派の世論にさらに同調することを意味しているであろう。丸添によれば、1985年の町長選挙の「期間中、町民から『原発を増設して』という声が寄せられていた」（『福島民報』2015年2月14日付け）。それを受けて、当選後、岩本は地元紙の取材に「もし町民が望むなら、増設運動を繰り広げていきたい」と語っている（『毎日新聞（朝刊）』2011年8月25日付け）。当時の新聞報道を見る限り、双葉町において、積極的に「原発を増設して」と望む声は決して多くはなかったものの、それでも戸惑いつつも、やむを得ないという声が大半を占めていた。それは次のような商店主の発言に象徴されているだろう。

「とにかく仕事のねえ町だから。みんな東電と『運命共同体』って意識が強いんじゃないかねえの。我々だってそのお金で生活してるんだもの、心の隅では『どっか行ってほしい』って思っても、背に腹は変えられねえってことさ」。

岩本が四選を目指した1997年11月の町長選挙に際して、こうしたやむを得ないという声を受けて、対立候補の渡辺了以も「増設、プルサーマル計画に基本的には賛成」としており、選挙の争点には全くならなかった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1997年11月13日付け）。地域住民の多数派は、やむを得ないという判断であったにせよ、曲がりなりにも超積極派に属しており、ひいては原発推進派の専門家の解説への揺るぎない「信仰」を共有していたと言ってよいだろう。

岩本は、自ら超積極派の旗振り役になることによって、戸惑いがちの地域住民の多数派を牽引し、そのさらなる支持を獲得して、自らの権力をより盤石なものにしようとしたと言えるだろう。そしてそれは成功を収める。岩本は後述のように、いくつかの金銭絡みの不祥事に巻き込まれながらも、およそ20年にわたって町長の地位を維持したのである。

しかし、岩本の視野からは、いつしか少数派である被曝した原発作業員が排除されるように

なってしまった。前述のように、原発作業員の被曝に起因する死亡に対しての労災認定隠しが明るみに出た直後にもかかわらず、「現在は被ばく線量の基準は順守されているようだ」と嘯いていたことがその証左である。

一方、岩本と正反対の道を歩んだのが石丸である。石丸は自ら非「転向」を貫いた理由を以下のように語っている。

私が運動を継続できたのは原発労働者に接してきたからです。原発の問題点を勉強する必要がありますが、勉強だけでなく、原発労働者と接触を続けるなかで、原発の内部がいかにでたらめで、東京電力は原発を運転する資格はないということがわかってきました。(中略)さらに、原発被曝労働問題を追及してきましたから、怒りが根底にありました(「福島原発震災と反原発運動の四六年」56-57頁)。

石丸が終始接しようとするに努めてきたのは、いつしか岩本の視野から排除されてしまった少数派の被曝した原発作業員である。石丸は信奉する反原発派の専門家の解説を自ら科学的に実証することができなくても、少数派に対する人間的な共感をもち続けることによって、非「転向」を貫くことができたと言えるだろう。

東京電力の不正資金への関与疑惑

古今東西の例を引くまでもなく、政治家は権力が自己目的化すると、腐敗に手を染めがちになる。岩本もご多分に漏れずと言うべきか、町長在任中、いくつか金銭絡みの不祥事への関与が取り沙汰されていた²⁹⁾。その中でもとりわけ東京電力の不正資金への関与疑惑は、「転向」が二度と後戻りできなくなる程の大きな影響力を及ぼしたと考えられることから、注目に値する。もっともその疑惑について言及するに当たっては、故人である岩本本人、並びに久人をはじめとする存命中の親族の名誉にも関わることだけに、慎重を要するであろう。以下にマスコミの報道に基づいて、その疑惑の概要について見ることにしよう。

東京電力の不正資金への関与疑惑が起こったのは、町道建設問題をめぐってである。国道六号線と福島第一原発七、八号機の予定地を結ぶ町道の拡幅工事に当たって、岩本は福島第一原発の所長に費用負担を求め、約30億円の分担金を受けた。1996年から97年にかけて、拡幅工事に伴う用地買収に際して、分担金をめぐる不祥事が起こり、2000年5月に明るみに出る。すなわち「原発増設を急ぐ町としては、是が非でも買収したい。資金は東電の金で、町の懐は痛まない。蜜にア리가群がるように、そこに地権者がたかり、表に出せない金が渡された」(『東京新聞(朝刊)』2012年4月25日付け)。ある町議によれば、「東京電力の分担金という甘

い汁に、町民もたかったし、町執行部にも、どう使っても良いという甘えがあった」。また当時の役場担当者によれば、「東京電力も分担金を町が不正に支出することを了承していた」（『河北新報（朝刊）』2000年12月21日付け）。

2001年5月に岩本ら六人は約2800万円を町に返還した（『朝日新聞（福島版・朝刊）』2002年1月24日付け）。同年6月の「市民オンブズマンふたば（白岩寿夫代表）」の告発に基づいて、02年1月に浪江警察署は、岩本ら十数人を背任と公正証書原本不実記載の疑いで福島地検に書類送検したが、同年3月に福島地検は不起訴処分にした³⁰⁾。岩本は危ういところで政治生命が断たれる事態を免れた。

この不祥事では、岩本は原発増設を実現するために、地権者に不正に東京電力の分担金をたからせる便宜を供与したという疑惑がもたれただけである。岩本自身が不正に分担金にたかったという疑惑は起こっていない。しかしどのような形であれ、ひとたび不正資金に関与したという疑惑がもたれば、たとえ不起訴処分を勝ち取ろうとも、東京電力や政府当局に弱みを握られたのも同然となり、それらの意のままに動くことを余儀なくされるだろう。たとえ岩本が望んだところで³¹⁾、再度の逮捕や起訴によって政治生命を絶たれるというリスクを冒すことなしに、超積極派から反原発派はおろか、慎重派にさえ立場を変えることができなくなってしまうのである（実際、慎重派の佐藤は2006年10月に収賄罪で逮捕され、政治生命を絶たれている）。

前述のように、開沼は、岩本の「転向」前後の行動を貫くものとして「愛郷」を指摘している。「愛郷」とは「そこに住む人間がこう生きたいと思っていた生き方を、物や金といった物理的条件で貫けなくなることは許せない」という想い、換言すれば「資本や政治の力でムラがゆがめられることは避けなければならない」という想いにほかならない。しかし少なくとも東京電力の不正資金への関与疑惑の後には、岩本にそのような意味での「愛郷」の想いがあったとは言えないのではなかろうか。

おわりにかえて

最後に、原発事故後の状況を生きる我々が、岩本の半生の軌跡から何を学ぶべきかについて考えることにしよう。学ぶべき点はプラス面・マイナス面を含めて多々あるものの、筆者は何よりも、岩本の県議時代における原発問題に対する追及から学び、それを受け継ぐべきだと考える。それは具体的には、原発の安全性、原発管轄行政のあり方、原発作業員の被曝問題、低線量被曝の問題などに対する追及である。

昨今、全国の原発の安全性について、再稼働に賛成か反対かに関わらず、厳しく精査すべき

であるという声が高まっているのは周知の通りである。また原発管轄行政のあり方についても、一応の反省がなされ、国の原子力委員会が廃止されたり、経済産業省の下にあった保安院が環境省の外局である原子力規制委員会に吸収されたりした。一方、今日、事故を起した原発の廃炉に従事する作業員の被曝問題は黙殺されているに等しい。また低線量被曝による健康被害については、否定的な見解が支配的となっている。こうした状況を目の当たりにすると、岩本の原発問題に対する追及の中、後二者を受け継ぐ必要性を改めて痛感するであろう。

以下では、特に低線量被曝の問題について取り上げることにしたい。今日、低線量被曝の問題を提起することは、岩本の県議時代よりもさらに困難になっている。今日の方が岩本の県議時代よりも、被曝者数が飛躍的に増加し、被曝線量もはるかに増大しているにもかかわらず、である。困難の理由の一端については、開沼の以下の発言が如実に語っている。

福島にいと、「善意の暴力性」というものを感じます。脱原発・反原発を主張する人たちが時々都会から集団でやってきて、「こんなに汚染されている」と、地元の人の前で怖がってみせて帰っていく。社会正義の下に、善意の暴力性が潜んでいることに気づかず、自己満足していると感じる（『朝日新聞（大阪版・夕刊）』2012年7月25日付け）。

我々は、低線量被曝の問題を提起するに当たって、福島の人々を傷付ける「善意の暴力性」に陥らぬように注意深くあらねばならないだろう。

一方、開沼は「さまざまなデータが出揃った中、甲状腺がんを残し、現在も今後も内部・外部被ばくによる健康被害の可能性は極めて低いと勝負がついた」と断言している（「放射能とワクチン 不安に寄り添う怪しげな『支援者』」）。だがそうしたデータは、開沼自身が収集したり分析したりしたわけではないだろう。ただ単にアカデミズムの主流の専門家（要するに一流大学の教授で、学会の要職に就き、政府の審議会の委員を務めているような専門家）の多くが支持しているデータだから、「勝負がついた」と断言しているに過ぎない。

さらに、開沼は福島県における小児甲状腺癌の多発の問題について、以下のように言及している。

甲状腺がんの問題もよく話題になりますが、「福島で甲状腺がんが多発している」と論文にしている専門家は、岡山大学の津田敏秀さん以外に目立つ人はいない。その論文も出た瞬間、専門家コミュニティからフルボッコで瞬殺されています。

この構造を把握していない人たちを利用する「支援者」や自称科学者たち。大手メディアも、普段のクセで両論併記をして、まともな専門家と同じ分量を割くから、50対50の

論争なのかと勘違いする人が出てくる（「放射能と子宮頸がんワクチン カルト化からママを救う」）。

ここでも、開沼は自ら科学的な実証によって、津田の学説に反駁しているわけではない。ただ単に主流の専門家間の多数決で、津田が圧倒的に負けていることから、おそらく津田の学説は誤りにちがいないと言っているに過ぎない。しかし歴史を繙けば明らかなように、科学的真理の全てが主流の専門家によって、また主流の専門家間の多数決によって定まったわけではない。

ちなみに、開沼は原発事故直後、以下のように主張している。

素人には理解しがたい高度な科学技術の結晶である原発に向けられるまなざしは、「国が、東京電力がやっているのだから信じるしかない」というある種の「信心」だ。日本全体を、この種の根拠のあいまいな「信心」が覆っていた。

(中略)

専門家によって現代社会の高度な科学技術は支えられている。同時に、専門家は全知全能の神ではない。私たち素人は専門家の言うことに身を任せて安心しきったり、逆に猜疑心の塊になってパニックに陥ったりすべきではない（『朝日新聞（朝刊）』2011年3月29日付け）。

現在の開沼が「国が、主流の専門家が言っているのだから信じるしかない」という態度をとっているように感じられるのは、筆者だけであろうか。

無論のこと、筆者も低線量被曝による健康被害を科学的に実証するデータを自ら揃える術があるわけではない。結局のところ、低線量被曝の問題についても、健康被害を肯定するにせよ、否定するにせよ、専門家以外の者は基本的に自らの認識を科学的に実証することが事実上不可能であり、ただ単に専門家の解説を信奉して、それを自らの認識に代える以外にはないということを自覚するよりほかないのであろう。

その上で、石丸が長年にわたって地域住民の少数派である被曝した原発作業員に対して、人間的な共感をもとうとする姿勢を保ち続けてきたように、今日、少数派である低線量被曝による健康被害を訴える人々に対しても、そのような姿勢を保ち続けようとする必要があるのだろう。ただし人間的な共感をもつということは、決して高みから同情を寄せることを意味しているわけではない。むしろ見習うことを意味しているのではなかろうか。

今日、低線量被曝による健康被害を訴えている人々としては、例えば小児甲状腺癌を患う子

どもやその家族がいる。彼らは少数派として、「まわりの目を恐れるなど、様々な理由で孤立を余儀なくされ」ながらも、以下のように追及する姿勢を示している。

これら小児甲状腺がんの多発やそれぞれの個別の小児甲状腺がんについて、今、多くの専門家が、東京電力福島第一原発事故が原因とは考えにくいと主張しています。しかし、私たちは、その言葉に戸惑いを感じています。福島原発事故で大量の放射性物質が放出され、私たちと私たち家族は被ばくしました。福島原発事故が原因ではないと否定する根拠は見当たりません（「311甲状腺がん家族の会 設立趣旨」）。

我々もまたこうした謙虚かつ断固たる姿勢を見習って、「善意の暴力性」に陥らぬように注意深くありながら、低線量被曝の問題をあくまでも追及し続けるべきだろう。

注

- 1) 1992年4月、岩本の自宅が農業用水路をまたいで増築されているという建築基準法違反が発覚した。岩本によれば、「昭和初期、父親の時代に自宅前の道路が拡幅され」た際に、用水路上を利用したとのことである（『河北新報（朝刊）』1992年4月16日付け）。
- 2) 「大字前田地域の床下浸水五〇余戸及び屋上の破損無数、浸水耕地五〇町歩に及び、稲架の倒潰したものは殆んど全耕地にわたり、稲の流水したもの三町歩余にわたった惨状であった」（『双葉町史 第1巻通史編』734頁）。
- 3) 岩本が県議選に初当選した際に「双葉南小PTA会長」と紹介されていたが（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年3月31日付け）、双葉南小学校の前身は新山尋常高等小学校である。
- 4) 当時の小学校教育には三つの特徴があった。第一は、郷土教育や労作教育の振興である。疲弊した農村を自力更生させる運動が展開され、郷土産業の開発や郷土民の公民精神の高揚がしきりに唱道されるようになっていた。当時の新山尋常高等小学校の児童訓の一つに「勤労第一」が取り上げられており、郷土教育・労作教育重視の一端をうかがうことができる。第二は、疲弊困憊した農村の寒さ、貧しさ、無気力を克服するのは、修身教育だけでは無理であるとされ、生活を見つめる綴方指導に力が注がれ、綴方教育運動が展開されたことである。第三は、表彰状を授与するなどして、児童の欠席を減らす工夫がなされたことである。当時の経済不況や農村の貧困は、児童の学校への通学をはばみ、欠席児童の増加が目立っていた（『双葉町史 第1巻通史編』861-863頁）。
- 5) 『朝日新聞（福島版・朝刊）』1997年11月12日付け。ただし『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付けでは、「双葉経営伝習農場」が最終学歴となっている。「双葉修練農場」は戦後になると、47年3月に「双葉実験農場」に、50年4月に「双葉経営伝習農場」に改組されている。仮に岩本が「双葉経営伝習農場」を卒業しているとすれば、入場時点で20歳を超えていることから、それは考えにくいだろう。ちなみに「双葉経営伝習農場」は高度経済成長の最中の1974年に「農業経営研修所」に、その後「福島県農業経営大学校高等部（修業年限二年）双葉教場」に改組され、82年3月に廃校となっている（『広野町史 通

- 史編』755、792頁、792頁)。
- 6) 開場当初、「双葉修練農場」の入場資格は満18歳以上とされ、修練年限は一年であった。しかし太平洋戦争勃発後、兵役適齢期の青年を入場させることが困難になってきたために、1944年4月からは国民学校高等科卒業者を入場させることとし、併せて修練年限を二年に延長することとした(『広野町史 通史編』754頁)。
- 7) 以下の記述は『原発の現場』335-337頁を参照。
- 8) 加藤哲郎(2013) 189、241頁。ただし社会党は1969年1月の第32回臨時党大会で、福島県本部を先頭とする原発建設予定十県の本部が共同で提出した「地域住民を犠牲にする原子力発電所建設反対に関する決議」を採択している。「社会党が大会の決定で積極的な反原発闘争に入るのはこれからだ」としている(『福島県社会党の三十五年』189-191頁)。
- 9) もっとも公害防止と工業開発のバランスをどのようにとるかということは、1971年4月の福島県議会選の争点の一つとなっていた。当時、自民党は工業開発に、社会党は公害防止に、それぞれ相対的に比重を置いていたと言える(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1971年4月10日付け)。
- 10) 双葉町からは、岩本とともに笠原も立候補していたことから、「有権者四千六百余人と同郡でも小さい方の同町」では「いやが上にも選挙ムードは盛上がり、投票率は90%以上が見込まれていた。一方「最大の票田で各候補者の攻防の舞台と見られた浪江町」では「地元から候補者が出ていない選挙では—」という声が多い」こともあって、投票率は低調であった(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1971年4月12日付け)。そのため双葉町の有権者の投票が、笠原との間で二分されたとはいえ、岩本の当選をもたらすに至ったと言えるだろう。
- 11) 当時、米原子力委員会が「軽水冷却型発電用原子炉尚非常用冷却装置(原文ママ)の“欠陥”を指摘したことから、『原発基地』双葉郡の各町には同原発の安全性について、やはり不安があるようだ。近く東電や第二原発の建設が始る(原文ママ)富岡町で、町議会議員と役場職員二十人が、(筆者注：五月)二十七日午後同原発を訪れ、保安担当職員から安全性について説明を聞いた。『今ごろ先進地米国でそんな初歩的な実験をしているのでは、安全対策もまだ完全でないのでは……』『将来この地区にいくつも原子炉が出来ると、危険もますますではないか』などきびしい質問が出た(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1971年5月28日付け)。
- 12) 例えば『朝日新聞(福島版・朝刊)』に1973年9月から10月にかけて連載された特集記事「原発：その安全性と住民」。
- 13) 『朝日新聞(福島版・朝刊)』1973年9月6日付け。なお高槻博によると、「連絡会」を結成した住民団体は、福島第一原発に反対する「大熊、双葉の環境をよくしよう会」、浪江・小高原発に反対する「請戸地区原発反対同盟」、福島第二原発に反対する「公害から楡葉町を守る町民の会」と「公害から富岡を守る町民の会」、広野火発に反対する「広野町公害反対同盟」となっている。また「連絡会」結成の契機も、福島第二原発と広野火発の公有水面の埋立て免許取消し訴訟、並びに福島第二原発の原子炉設置許可処分に対する異議申し立てとなっている(高槻博(1976) 29頁)。
- 14) 共産党県委員会の改善要求は、「①公聴会では、陳述希望者全員の意見を聴き、公述人の一方的指名をやめよ②公述人に日本学術会議の推薦する科学者らをもとめよ」などである(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1973年8月25日付け)。
- 15) 浪江・小高原発反対運動取材したルポルタージュでは「連絡会」は「共産党系」とされており(恩田勝亘(2011) 97頁)、そのルポルタージュを引用している研究書においても同様な記述がなされている(中嶋

久人 (2014) 155頁)。

- 16) 高槻博 (1976) 31頁。石丸によれば、岩本は元々「全日本農民組合」のメンバーであり、農民運動に参加していた(「七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動」71頁)。
- 17) 「(筆者注：スリーマイル島原発事故の翌月にもかかわらず)むしろ(筆者注：反原発を)訴えれば訴えるほど逆風になるんじゃないかというような、そういう感じを持ったかな、私(筆者注：久人)はね。(中略)(筆者注：岩本は)自分でもやっぱりそこは感じていたのかなというふうには思いますよ。だから、(選挙戦)終盤のころはもうなるべく原発の訴えを、それを避けて、やっぱり双葉郡の地域振興とか、そういうほうに訴えを切り替えていた」(「父・岩本忠夫(元双葉町長)の半生を見つめて」)。
- 18) 町長選では、久人によると、岩本が演説で原発の話に触れたことは「記憶がない」とのことである(「父・岩本忠夫(元双葉町長)の半生を見つめて」)。また丸添によれば、「できてしまっているもの(筆者注：原発)をどうしろこうしろと言ってもね(中略)だから、(筆者注：岩本は)安全の問題について」訴えていたとのことである(「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」)。
- 19) 当時、双葉郡では「急激な地域開発により町が急に『盛り場』化し、少年非行や欠損家庭が増、金銭感覚も狂うなど子供たちに大きな影響が出ている」ことが問題視されていた。子どもたちの間では「原発が来てから、学校でガラスを割っても『弁償すればいいんでしょ』」というように、何でも損得で考えたり金で解決しようという風潮が出てきた(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1985年11月1日付け)。
- 20) 『河北新報(朝刊)』1991年11月4日付け。なお岩本はチェルノブイリ原発事故について、後年「原発の安全性の問題は頭から離れないが、チェルノブイリのように軍事目的から出発した原発と違い、日本の原発は堅牢(けんろう)な構造になっている」と語っている(『朝日新聞(福島版・朝刊)』1998年2月20日付け)。
- 21) 原発増設の要請の翌月には、岩本の古巣である社会党双葉総支部などの四団体が、原発の増設誘致決議の白紙撤回を求めた申し入れ書を、岩本などに手渡している(『河北新報(朝刊)』1992年1月28日付け)。
- 22) 佐藤は当時、重大事故の情報が現場から東京電力本社、通産省、福島県、富岡町という順に伝えられたことから、「目の前にある原発に、自治体はまったく手が届かない」という無力感を抱いた。またこの重大事故の「強烈な教訓として残ったのは、『国策である原子力発電の第一当事者であるべき国は、安全対策に何の主導権もとらない』という『完全無責任体制』だった」としている(佐藤栄佐久(2009)51-53頁)。
- 23) 佐藤栄佐久(2011)170頁。「前提となる条件」とは1998年に事前了解した際に設定した①MOX燃料の品質管理の徹底、②取り扱い作業員の被曝低減、③使用済みMOX燃料の長期展望の明確化、④核燃料サイクルの国民理解のほかに、プルサーマル計画実施の前提となる立地地域の信頼を指している(同上、58頁、170頁)。
- 24) 詳細は佐藤栄佐久(2011)を参照。
- 25) 『朝日新聞(朝刊)』1991年12月26日付け。電源三法に基づく交付金は、最も多かった1978年度には5億6900万円に達している。また原発関連の固定資産税も、ピークの83年度には17億9700万円にまで達したが、90年度には原発関連税収は12億8200万円にまで減少している。なお双葉町の91年度一般会計当初予算は33億1800万円であった(同上)。
- 26) 『河北新報(朝刊)』2002年2月25日付け。双葉町の2000年度の財政指数は0.67であり、かつ「ハコもの」の維持管理経費が膨らんだために、経常収支比率は78.1%の高水準になっていた(同上)。
- 27) 佐藤は「信仰」が揺らぎ始めた要因について、以下のように述べている。「原発の中は、当然われわれには窺い知ることのできない世界である。(中略)われわれ福島県民は、専門家を信用するしかないのである。

では、どんな専門家が信用できるのか。それは、よい情報も悪い情報も、包み隠さず示し、その意味を納得のいくように説明し、説明の質が外部からの評価に耐えうる専門家である。隠蔽がばれて、『いや、その基準は厳しすぎるんです』と後から言い訳する専門家の話など、誰が信用するだろうか」（佐藤栄佐久（2011）159頁）。

- 28) 久人は、岩本が県議選で落選するたびに、父のことながら「ほんとに悔しい思い」を抱き、岩本自身も「支持者の方にすまない」という気持ちを抱いていたと語っている（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。
- 29) 『河北新報（朝刊）』で報じられた金銭絡みの不祥事に関する記事の一部について、見出し部分だけ引用しておく。「日本ロイヤルクラブ／ゴルフ場開発で住民に同意強要／福島県・双葉町／『自肅要請』を無視／町は関与否定」（1992年6月1日付け）、「揺れる福島・双葉町 課税漏れ表面化から2カ月（上）／町民の怒り／法廷闘争も辞さず／矢継ぎ早に町政批判／今秋の町長選が絡む」（1993年5月25日付け）、「福島・双葉町の小学校改築／奇妙な入札やり直し／契約拒否の議会 一転同意／落札業者変わらず／背景に反町長派つぶし？」（1995年8月11日付け）。
- 30) 『河北新報（朝刊）』2002年3月16日付け。「市民オンブズマンふたば」の告発状とは、「双葉町が98年に町道を建設する際、①地権者代理人の町議に架空工事の書類を作成し損失補償費として約303万円支払ったのは虚偽公文書作成、同行使、背任の疑いがある②町道用地の地権者に代替地を提供した6人に支払った所得税などの肩代わり分約165万円は背任の疑いがある—としていた。さらに、双葉町が98年、別の町道を建設する際、地権者に町有地約648平方メートルを無償譲渡し、登記簿上は『売買』としたのは背任、公正証書原本不実記載、同行使の疑いがある—としていた」（同上）。
- 31) 1999年9月に茨城県東海村の核燃料会社で起きた臨界事故の後、村上達也・東海村長（当時）が「国の対応を批判するたびに『その通りだ』と応援演説をぶつたのが岩本だった」。こうしたことから村上は「福島にそんな首長はおらず、特異な存在だった。本心では原発が良いとは思っていなかったんじゃないか」と推測している（『福島民報』2015年2月15日付け）。

参考文献

- ・『朝日新聞』
- ・『河北新報』
- ・『東京新聞』
- ・『日本経済新聞』
- ・『福島民報』
- ・『毎日新聞』
- ・朝日新聞いわき支局編（1980）『原発の現場：東電福島第一原発とその周辺』朝日ソノラマ⇒『原発の現場』
- ・石丸小四郎、LABORNOW 脱原発ビデオ・プロジェクト（2011）「一橋大学フェアレイバー研究教育センター（47）福島原発震災と反原発運動の四六年：石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟代表）に聞く」（『労働法律旬報』No. 754、2011年10月）⇒「福島原発震災と反原発運動の四六年」
- ・石丸小四郎、Labor Now 脱原発ビデオ・プロジェクト（2014）「一橋大学フェアレイバー研究教育センター（76）七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動：石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟代表）に聞く（2）」（『労働法律旬報』No. 1807・1808、2014年1月）⇒「七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運

動」

- ・岩本忠夫（1975）「大衆闘争を構築し更にたたかひの前進を：福島・双葉原発反対闘争」（『月刊社会党』1975年9月号、第225号）
- ・岩本忠夫（1992）「何故・原発増設誘致なのか：国・東電は早期決断を」（『エネルギー』第25巻第4号（第290号）日本工業新聞新社、1992年4月）
- ・上野忠義（2014）「日本における農業者教育」（『農林金融』2014年4月号、第67巻第4号、通巻818号）
- ・恩田勝亘（2011）『新装版 原発に子孫の命は売れない：原発ができなかったフクシマ浪江町』七つ森書館
- ・開沼博（2012）『「フクシマ」論：原子カムラはなぜ生まれたのか』青土社（第12刷）
- ・加藤哲郎（2013）『日本の社会主義：原爆反対・原発推進の論理』岩波書店
- ・佐藤栄佐久（2009）『知事抹殺：つくられた福島県汚職事件』平凡社
- ・佐藤栄佐久（2011）『福島原発の真実』平凡社
- ・高槻博（1976）「反原発がめざす自前の論理：福島過密地帯にみる飛躍の条件」（『エコノミスト』1976年7月27日号、第54巻第33号）
- ・党史「福島県・社会党の三十五年」編纂委員会編（1982）『福島県・社会党の三十五年』日本社会党福島県本部⇒『福島県・社会党の三十五年』
- ・中嶋久人（2014）『戦後史のなかの福島原発：開発政策と戦後社会』大月書店
- ・広野町史編さん委員会編（2006）『広野町史 通史編』広野町⇒『広野町史 通史編』
- ・福島県議会史編さん委員会編（1982）『福島県議会史 昭和編第九巻』福島県議会⇒『福島県議会史 昭和編第九巻』
- ・双葉町史編さん委員会編（1995）『双葉町史 第1巻通史編』双葉町⇒『双葉町史 第1巻通史編』
- ・「岩本忠夫・双葉町町長を支えて（証言：丸添富二）」（『NHK 戦後史証言アーカイブス』2013年11月23日収録、http://cgi2.nhk.or.jp/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0012100045_00000）⇒「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」
- ・「311甲状腺がん家族の会 設立趣旨」（<https://311kazoku.jimdo.com/> 団体概要 / 設立趣旨 / ）⇒「311甲状腺がん家族の会 設立趣旨」
- ・「第七十二回国会 参議院大蔵委員会会議録第十九号」（『国立国会図書館 国会会議録検索システム』<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/072/1140/07205301140019.pdf>）⇒「第七十二回国会 参議院大蔵委員会会議録第十九号」
- ・「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて（証言：岩本久人）」（『NHK 戦後史証言アーカイブス』2013年11月22日収録、http://cgi2.nhk.or.jp/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0012100046_00000）⇒「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」
- ・「放射能とワクチン 不安に寄り添う怪しげな『支援者』：対談 開沼博×村中璃子（前篇）」（『WEDGE Infinity』2016年4月20日付け、<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6614>）⇒「放射能とワクチン 不安に寄り添う怪しげな『支援者』」
- ・「放射能と子宮頸がんワクチン カルト化からママを救う：対談 開沼博×村中璃子（後篇）」（『WEDGE Infinity』2016年4月21日付け、<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6618>）⇒「放射能と子宮頸がんワクチン カルト化からママを救う」